

～空き家等売りたい・貸したい方（空き家等の所有者等）へ～



## 空き家等バンク制度利用のしかたをお知らせします！

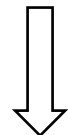
### ○空き家等バンクに物件登録できる人は？

町内に空き家、空き店舗又は宅地（それに相当する土地）を所有している人です。

ただし・・・物件所有者が意思疎通できない場合や物件の相続が済んでいない場合など、物件登録できない場合がありますので予めご了承ください。

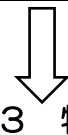
## **手続きの流れ（仲介業者を介した場合）**

### 1 物件の登録申込（所有者等 ⇒ 町）



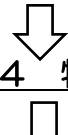
空き家等バンクに物件（空き家・空き店舗）を登録したい方は、「空き家等バンク物件登録申込書」と「空き家等バンク物件登録カード」を町に提出します。

### 2 物件の調査（町又は仲介業者）



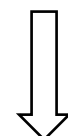
町又は仲介業者は、所有者等から提出された情報を基に、物件の調査（写真撮影、間取り図の確認）を行います。

### 3 物件情報の提供（町 ⇄ 仲介業者）



町又は仲介業者は、物件調査を行った後に、その情報を共有します。

### 4 物件情報の登録（町）



町は、調査を行った物件情報を町のホームページ等で公開します。  
★所有者等の住所、氏名等の個人情報  
は公開しません。  
★空き家等バンクでの物件情報の登録期間は、登録時より3年間（延長可）です。

### 5 利用申込・物件交渉・契約（仲介業者・物件登録者・利用希望者）



登録物件の利用の申込みがあった場合、所有者等と利用希望者は、仲介業者を介して、購入等希望者との交渉を行います。  
★所有者等は、仲介業者と仲介契約を締結します。  
★仲介契約には、宅地宅建取引業法に定められた手数料が発生します。

### 6 結果報告（仲介業者 ⇒ 町）

仲介業者は、交渉の結果を町に報告します。

## **留意事項等**

- 町は、相談の受付・物件の調査・仲介業者への調査依頼・物件情報の登録は行いますが、物件の交渉等には一切関与しません。
- 物件登録を確約した空き家については、空き家内の家財処分費用の補助をご用意しています。詳細を確認したい場合は、下記までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

青森県野辺地町企画財政課 企画政策担当

・TEL：0175-64-2111

・Mail：noheji\_ijyu@town.noheji.lg.jp